

# 法曹養成メカニズムの問題点について

——経済学的観点から

木下 富夫

(武蔵大学教授)

司法制度改革審議会の意見書(2001年6月12日)は「新司法試験の合格者数3000人/年、法科大学院修了者の7~8割の合格」を提言し、それを指針として法科大学院制度が作られた。しかし現在、その合格率は27.6%(2009年)という低水準にあり、法科大学院生たちは極めて困難な状態に置かれている。法科大学院が多くなりすぎた原因は、制度設計において、その主人公たるべき学生の立場が考慮されなかったからである。すなわち、文科省は専門職大学院政策のなかに位置づけることを優先し、また各大学は法学部と法科大学院を一体化して経営する戦略を優先したことが乱立を招いたといえる。法曹養成制度を学生たちが教育投資を行う場と考えれば、それは教育投資の危険が小さく、かつ投資コストの低い制度にすべきであった。したがって、何よりも司法試験合格率を80%程度の高い制度にすべきであった。このように考えると、教育投資の観点からは、むしろ旧司法試験制度の方が優れているといえる。言いかえれば、新しい制度よりも、旧制度のもとで司法研修所の規模を拡大した方が、学生たちには望ましかったのではないだろうか。現行制度の改善には二つの方策が考えられる。すなわち(1)法科大学院の総定員数を早急に4000人以下に絞り込み、各大学は、法学部と法科大学院を一体化して経営するという戦略を放棄すべきである。(2)法務省は司法試験合格者数/年を2500人とか3000人というように明示し、それを中長期的(少なくとも5年以上)に固定すべきである。

## 目次

- I 序
- II 法科大学院制度の概要と新・旧司法試験制度の比較
- III 法科大学院進学を決定する司法試験合格率——モデル分析
- IV 新司法試験における合格率水準
- V 選抜の時期をいつにするべきか——労働経済学の視点から
- VI 法務省の司法試験行政をめぐる問題
- VII 文部科学省の法科大学院行政をめぐる問題
- VIII 要約

## I 序

「制度を活かすもの、それは疑いもなく人である」と司法制度改革審議会の意見書(2001年6月

12日)は明言している。しかしながら、人づくりの根幹である法科大学院制度は当初から極めて困難な問題に直面している。それは何よりも司法試験合格率の低さ(2009年度では27.6%)であり、これにより法曹をめざす若者たちは大いに苦しめられているのである。このような事態に立ち至った原因は、その制度設計が法曹をめざす学生たち自身の立場にたって行われなかったからではないだろうか。

改革審意見書は「2010年頃には、新司法試験の合格者数3000人/年を目指すべきである」そして「法科大学院修了者の7~8割が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである」と述べている。法曹を目指す若者はこの指針に大いに鼓舞され、そして法科大学院の人気はいやがうえにも高まった。しかし、改革審のかかげた

「3000人、7～8割」という目標は、制度設計の段階からすでに不可能になっていた。その原因は法科大学院の総入学定員数が6000人近くまで膨らんだことである。そして、それに追い討ちをかけるかのようにここ両三年、司法試験合格者数が2000人規模に抑制されている。前者は文部科学省行政のもたらした問題であり、後者は法務省行政のもたらした問題である。すなわち、法科大学院生たちの苦境は、法務・文部科学両省の行政が学生たちの予想を裏切る結果おきたものである。

法曹養成とそれに伴う弁護士増加には様々なグループの利害が複雑に関わっている。今般の制度設計には、立法府（と与党）、法曹三者（最高裁、法務・検察、日弁連）、文部科学省、大学が関わっており、それぞれがそれぞれの立場を主張して出来上がったのが現行制度である。しかし強調されるべきは、制度の主人公たるべき法科大学院生（司法試験受験生）の立場がほとんどといっていいほど考慮されなかったことである。法曹養成を教育投資の観点からみると、その投資コストの最大の担い手は学生たち自身である。彼らは3年間というかけがえのない年月と総額1000万円にも及ぶ資金を投下するのである。しかるに、彼らの立場がほとんど考慮されてこなかったということこそ、この制度の抱える最大の問題点ではないだろうか<sup>1)</sup>。

法科大学院制度は2004年にスタートして5年が経過したが、現時点でその全容がほぼ明らかになった。それにともない幾つかの疑問が出てくる。第1は、なぜ3000人と目された司法試験合格者に対して、法科大学院の入学定員がその2倍にも膨らんだのか。第2は、法務省（司法試験委員会）は、司法試験合格者数を2000人規模に抑えようとしているかに見えるが、それは何ゆえであろうか。第3は、中長期的に、もし法科大学院が自主的に入学定員を削減すれば問題はすべて解決するであろうか。例えば10年後に、司法試験合格者数が3000人/年、合格率が70%、法科大学院の総定員数4300人という状態に達すれば、それでよいのであろうか。しかしながら、ここではまだ大きな問題が残っているのではないだろうか。それは法曹資格を得られないものが毎年1300人（＝

4300－3000）ずつ出てくることである。そして彼らの将来については、文部科学省と各法科大学院はともに何らの進路設計を提示していないことである。それができなければ、法科大学院は教育制度ではなく、単なる司法試験予備校になってしまうであろう。そして、毎年1300人の有為な人材を浪費しながら運営される法曹養成制度は恐るべき不効率な制度になってしまうであろう<sup>2)</sup>。

本稿の構成は以下のようになっている。Ⅱでは、新旧司法試験制度の概要をまとめ比較する。Ⅲでは、簡単なモデルをもちいて、大学院進学的前提になる司法試験合格率を考える。Ⅳでは、司法試験合格率について実証分析を行う。合格率を、法科大学院入学者数比でみるか修了者数比でみるか、また、既修者コースと未修者コースによってどれくらい差があるかを調べる。Ⅴでは、合格者をどの時点で選抜すべきかを考え、諸外国の制度を比較する。続いてⅥ、Ⅶではそれぞれ、法務省と文科省の行政政策について批判的な検討を行う。最後にⅧでは簡単な要約を行う。

## Ⅱ 法科大学院制度の概要と新・旧司法試験制度の比較

本節では法科大学院の概要について述べ、新・旧司法試験制度を比較する。

### 1 法科大学院制度と新司法試験制度の概要

#### (i) 法科大学院制度の概要

1. 設置基準に基づき適格認定を受けた74校が法科大学院に認可された。2004年当初の入学者総数は約5800名であった。
2. 修了年限は3年（法学未修者コース）と2年（法学既修者コース）である。
3. 法科大学院はその教育内容について、認証評価機関から5年に一度評価を受けることが必要である。
4. 学費は年額およそ80万～150万円である。

#### (ii) 新司法試験制度の概要

1. 受験資格は法科大学院の課程を修了した者、あるいは予備試験（平成23年から始まるが、制

度の骨格は未定である)に合格した者で、修了(合格)後5年以内で、その間に3回までの受験が可能である。

2. 予備試験は、司法試験を受ける者が、法科大学院課程修了と同等の学識及び応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする。
3. 合格者は司法試験考査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定する。
4. 司法試験委員会は、委員7人をもって組織する。委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

新司法試験制度が旧制度と異なる点は、受験資格として法科大学院修了を要求するようになったことと、合格者総数が大幅に増やされたことである。しかし合格者の決定方式は両制度において大差はない。すなわち新制度でも、合否の判定は司法試験委員会が行い、その委員の任命は法務大臣が行う。したがって、司法試験の実施と合格者の決定は、法務大臣(行政府)と法曹三者によって行われるという点では共通している。

### (iii) 法科大学院のカリキュラムと新司法試験の関係

改革審意見書によれば「新司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし」、かつ「十分に教育内容を修得した履修者に、司法試験後の司法修習をほどこせば、法曹としての活動を始められる程度の知識、分析力を備えているかを判定するもの」とされている。これを文面どおりに読めば、司法試験は(競争試験ではなく)一種の資格試験になるように思える。要するに、法科大学院での教育、司法試験、司法修習の三者が「プロセス」としてつながることを目指しているわけであるが、これは旧制度が司法試験という「点」による選抜であったことへの反省に基づいているといわれる。

上記のように、新司法試験は一種の資格試験を目指したとも言われるが、実際は合格率が30%程度になり、形を変えた競争試験の様相を呈している。この傾向が続けば、法科大学院は旧制度における受験予備校と同じ存在になり、プロセスと

しての法曹養成は失敗しかねないと危惧されている。また、受験の3回制限から「受験控え」が起きており、あるいは3回の制限枠を使いきって受験資格を失う者(2008年200人、2009年600人)が出てきている<sup>3)</sup>。

## 2 新・旧司法試験制度の比較

旧制度と新制度の主な差異はどこにあるか、両者を比較してみよう。第1の相違点は、弁護士資格が確実になる最小年齢(表1, c欄)が、旧制度では21歳(大学4年)であるのに対して、新制度では24歳で3年遅くなることである。これは個人の人生キャリア設計において極めて重要な意味をもっている。なぜならわが国では、大学4年次がキャリアの分岐点になっており、企業への就職活動はそれから遠ざかるほど不利になるからである。

第2の相違点は、新司法試験が受験資格として法科大学院修了を要求していることである。このために法科大学院の学費と生活費などで新たに500万~1000万円が必要になる。もし新制度において、司法試験合格率が十分に高ければ(例えば80%以上)、500万円の費用投下はペイするものかもしれない。しかし、それが50%以下の水準になれば、この費用投下は極めてリスクの大きいものとなるであろう。そして経済的に裕福でない学生ほど、このリスクは大きくなる。すなわち、家貧しければ、法曹にはなりにくい制度になったといえる<sup>4)</sup>。

第3の相違点は、旧制度では受験回数の制限は無かったが、新制度では受験期間(5年)と回数(3回)の制限が設けられたことである。これは受験生にとっては極めて不公平な制度であろう。法曹になるためには極めて長期間の教育投資(勉学)を要する。そして勉学のパターンは人により様々である。例えば扶養家族や両親の介護がある場合などは短期集中型ではなく長期分散型の勉強になるであろう。また、女性にとっては出産による中断もありうる。したがって、広い社会階層から法曹候補者を集めようとするれば、この制限は大きな桎梏になろう。この制限が設けられた理由について、改革審その他の議事録には説得的な説明はな

表1 新司法試験と旧司法試験制度の比較

	新司法試験制度	旧司法試験制度
(a) 受験資格	○予備試験：なし ○本試験：法科大学院修了または予備試験合格者	○第一次試験：なし ○第二次試験：第一次試験合格者
(b) 受験回数制限	法科大学院修了後または予備試験合格後5年以内に3回まで	なし
(c) 弁護士資格がほぼ確実になる最小年齢	24歳（法科大学院・既修コース修了後、1回目の司法試験に合格する場合）	21歳（大学4年次に司法試験に合格する場合）
(d) 学費	300万～400万円（法科大学院の学費）	?（試験予備校の費用）
(e) 司法研修の人数と期間	2,000～3,000人（2007年～）	990人（2001年，55期） 1,200人（2003年，57期） 1,500人（2005年，59期）
人数		
期間	1年間（2006年～）	2年（～1998年） 1.6～1.4年（1999年～2005年） 1年（2006年～）
(f) 法科大学院への財政支出	70億円（法科大学院への助成） 130億円（奨学金の原資）	

注：司法修習生に対しては国家公務員甲種合格者と同一給与・手当が支給されていたが、2010年からは貸与制（無利子）に変わる。また、司法研修所予算の7割程度は修習生の給与が占めていると推測される。

出所：(f)の資料は[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/gijiroku/06051204/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/gijiroku/06051204/001.htm)による。

いように思われる。一つの理由として、受験生の滞留を防ぐためという理由が挙げられているが、これは試験を実施する側の都合でしかないであろう。仮に3回制限が妥当性を持つとしたら、それは合格率80%が前提であろう。

第4は国の財政負担の差である。新制度では、法科大学院への財政補助が70億円/年と法科大学院生への奨学金の原資として130億円が必要になる。一方、司法研修所予算は、研修期間と研修生の人数に比例するであろうが、もっとも大きな変更点は、2010年から修習生に対する給与・手当が廃止されたことであろう。（これは司法研修所予算の7割程度（数十億円規模/2000年）を占めていたと推測される）。

第5はマクロレベルでの人的資源配分の問題である。新制度では不合格になった人たちの行く先が定まっていない。法律的訓練を受けた25～29歳の、そしてきわめて優秀な人的資源が有効に生かされず、これは人的資源配分の大きな浪費にないかねない<sup>5)</sup>。

### III 法科大学院進学を決断する司法試験合格率——モデル分析

司法試験合格率は、学生にとっても、また個々の法科大学院にとっても極めて重要な指標である。大学生が法科大学院進学を決断するか否かは、その3年後に受験することになる司法試験の合格確率予想に大きく影響されるであろう。これがある水準より高ければ進学を決意することになるが、果たしてそれはどれ位の水準であろうか。

不確実性のもとでの意思決定を説明するものとして期待効用モデルがある。ここではその簡単なモデルを用いて、大学院進学を決断する合格確率について考える。一般に、大学院進学への決断は次のような条件に左右されるであろう。

- (1) 弁護士になれた場合に得る所得。
- (2) 法科大学院を修了後、司法試験に失敗したときの所得（大卒中途採用者の所得）。
- (3) 大卒で就職した場合に得る所得。
- (4) 親から相続する資産の大きさ。

(5) 法科大学院の学費。

(6) 司法試験に合格できない場合のリスクを嫌う程度 (リスク回避度)<sup>6)</sup>。

いま上記の諸条件について、以下のような仮定をおいて簡単なモデル分析を行ってみる。大卒者、弁護士、大卒中途採用者それぞれの1年あたり所得は、以下のようになっていると仮定しよう。

年あたりの所得 (万円)

	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	...	65歳
大卒	1000	1000	...	...	...	...	...	1000
弁護士	-200	-200	-200	-200	1500	1500	...	1500
中途採用	-200	-200	-200	900	900	900	...	900

すなわち、大卒で就職した場合には22歳から65歳の定年まで、毎年一定額1000万円の所得が得られると仮定する。一方、弁護士は大卒者の1.5倍の年所得1500万円があるが、22~25歳の4年間(法科大学院と司法研修所)は-200万円/年の授業料と生活費の支出が要る。そして、もし司法試験に失敗し、中途採用で就職する場合には、22~24歳の3年間は-200万円/年の授業料が要り、そして25歳から900万円/年の所得(中途採用なので大卒者より1割年収が少ない)になると仮定する。

上記の条件で生涯所得(21歳時点での現在価値、割引率5%/年)を求めると、弁護士、大卒者、中途採用者がそれぞれ2.047億円、1.766億円、1.290億円になる。

次に相対的危険回避度(k)が一定の効用関数  $U(A + \text{生涯所得})$  を仮定する。ここで、Aは両親から相続する資産である。すると合格確率がPのとき、もし次式がなりたてば、大学院へ進学して弁護士を目指す方の期待効用が大きくなり、進学を決断することになる<sup>7)</sup>。

大学院進学条件:

$$PU(A + 2.047) + (1 - P)U(A + 1.290) > U(A + 1.766)$$

このときPの大きさは、相続資産(A)と危険回避度(k)に依存するが、それをまとめたものが表2である。即ち、合格確率が表2の数値より大きければ大学院へ進学することになる。例えば、危険回避度がk=5で、相続資産がA=0.1億円のと

表2 法科大学院へ進学を決意するために必要な合格確率

危険回避度(k)	k=0	k=1	k=2	k=5
相続資産(億円)				
A = -0.5	0.629	0.702	0.768	0.910
A = -0.1	0.629	0.683	0.735	0.860
A = 0.1	0.629	0.677	0.723	0.840
A = 0.5	0.629	0.669	0.707	0.808
A = 1	0.629	0.661	0.693	0.779
A = 5	0.629	0.642	0.655	0.693

注: 1) Aは相続する資産額(億円)、kは相対的危険回避度である。  
2) 弁護士の生涯所得は2.047億円、大卒者の生涯所得は1.766億円、司法試験に不合格で中途採用就職した場合の生涯所得は1.290億円(いずれも21歳時の現在価値)と仮定している。

き、合格確率が0.840以上であれば進学することになる。

法科大学院への進学希望者の危険回避度(k)はおそらく2より大きく5前後であろうと考えられる。学生が投資するのは自分自身であって、それはリスク分散ができないからである。また大学院修了後、5年以内に3回まで受験可能という制限もリスク回避度を高める一因になろう。

同表でA=-0.1の場合、-1000万円を相続するという意味であるが、これは親の介護とか出産などで負の資産がある場合である。総じて  $A < 0.5$ ,  $k > 2$  というのが一般的なケースであろう。とすれば、少なくとも合格確率が0.707以上でないと進学を決意しないことになる。逆の言い方をすれば、意見書の述べた、「修了者の7~8割が合格できるように」という文言は、法曹を目指すものにとってかなり魅力的であったと言えるかも知れない。

#### IV 新司法試験における合格率水準

前節でみたように、司法試験合格率は受験生個人にとっても、また個々の法科大学院にとっても最大の関心事である。本節では現実の合格率がどのような数値になっているかをみる。

合格率をどのような側面から見べきであろうか。例えば、合格率を法科大学院の入学者数に対する比率で見ると、あるいは修了者数に対する比率で見ると、数値はかなり異なってくる。

司法制度改革審議会は「修了者の7～8割」を合格率の目安としたが、個々の大学院生にとってはむしろ入学者に対する比率の方が重要かもしれない。

また、既修コースと未修コースでは合格率が大きく異なっていることも重要である。例えば、平成18年度修了者の場合を見ると、合格者数/入学者数の比率は既修コースでは52.2%、未修コースでは25.7%である。そして、合格率が年々低下傾向にあることも注目すべきである。これは不合格者が滞留していることによるものであろう。

### 1 入学者数に対する比率と修了者数に対する比率

表3は入学者の何割が修了できるかを見たものである。平成16年度の入学者数(第1期生)は既修コースが2350人、未修コースが3416人であった。そして、既修コースを順調に2年間で(平成17年に)修了した者は2176人(92.6%)であった。一方、未修コースを順調に3年間で(平成18年に)修了した者は2563人(75.0%)であった。以下、平成17年度以降の入学生についてもほぼ同様の傾向がうかがえる。すなわち、既修コースでは入学生の9割強が修了するのに対して、未修

コースで修了できるのは7～7.5割である。

表4は、修了者数と司法試験合格者数の関係を見たものである。平成17年度の修了者は既修コース(2176人)のみであるが、1回目(平成18年)の受験で合格した者は1009人(46.4%)、2回目(平成19年)の受験で合格した者は396人(18.2%)、そして3回目で合格した者は99人(4.6%)で、累計では1504人(69.2%)が合格した。同様のことを平成18年度の修了者についてみると、既修コースの修了者(1819人)の合格者累計は2年間で1077人(59.2%)であった。また、平成18年度、未修コース修了者の合格者数は、2年間のみの累計であるが878人(34.3%)であった。また、最下段の(f)行は、その対応する年度の入学者数に対する比率である(もちろん2回目、3回目の受験がカバーされていない場合は、合格者数とその割合はこれよりやや増加する)。例えば、未修コース・平成19年度修了者で20年に合格した者は492人であるが、彼らの入学年は17年でその入学者数は3481人である。したがって合格者数/入学者数の比は0.141(=492/3481)となる。

さて表4からおおよそ以下のことがわかる。第1は、既修コースと未修コースでは合格率に大き

表3 年度別の修了者数

(単位：人、下段括弧内は入学者に対する割合)

入学年度	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	入学数 5,766		入学数 5,544		入学数 5,784		入学数 5,713	
修了年度	既修 入学数	未修 入学数	既修 入学数	未修 入学数	既修 入学数	未修 入学数	既修 入学数	未修 入学数
平成17年度	2,350	3,416	2,063	3,481	2,179	3,605	2,169	3,544
平成17年度	2,176 (0.926)							
平成18年度	33 (0.014)	2,563 (0.750)	1,819 (0.882)					
平成19年度		NA	362 (0.175)	2,576 (0.740)	1,972 (0.905)			
平成20年度				NA	NA	2,542 (0.705)	1,996 (0.920)	

注：1) 法学部出身者は全入学生の7割程度をしめるが、それがすべて既修コースに所属するわけではなく、その半分程度は未修コースに所属する。したがって、大まかに区分すると、「法学部出身・既修コース」「法学部出身・未修コース」「その他学部出身・未修コース」の比率が1対1対0.5となる。

2) 非法学部出身者(全体のおよそ2.5～3割)の8割以上は未修コースに所属する。

3) 社会人の入学割合は48.4%(平成16年)、32.1%(平成19年)で年々低下傾向にある。

4) 修了せずに退学した者の一部には、以下のように旧司法試験に合格した者がいる：75人(平成18年)、61人(平成19年)、38人(平成20年)。

データ出所：文部科学省「法科大学院修了認定状況調査の概要」。

表4 司法試験合格者数と合格率

(単位：人，下段括弧内は修了者数に対する割合)

	平成 17 年度 修了者数		平成 18 年度 修了者数		平成 19 年度 修了者数	
	既修 2,176	未修 —	既修 1,819	未修 2,563	既修 1,972	未修 2,576
(a) 合格者数 平成 18 年度	1,009 (0.464)	—	—	—	—	—
(b) 平成 19 年度	396 (0.182)	—	819 (0.450)	636 (0.248)	—	—
(c) 平成 20 年度	99 (0.046)	—	258 (0.142)	242 (0.094)	974 (0.494)	492 (0.191)
(d) 合格者数 累計	1,504		1,077	878	974	492
(e) 合格者数の 修了者数比	0.692		0.592	0.343	0.494	0.191
(f) 合格者数の 入学者数比	0.640		0.522	0.257	0.447	0.141

注：1) 既修コースで平成 16 年度入学者は，順調に行けば 17 年度に大学院を修了し，18 年度の司法試験合格となる。また，未修コースの 16 年度入学者は，順調に行けば 18 年度に大学院を修了し，19 年度に司法試験合格となる。

2) (d) 行の合格者数累計は，(a) + (b) + (c) で求めた。

3) (e) 行は (d) / (修了者数) で求めた。

4) (f) 行は，(d) / (対応する年度の入学者数) で求めた。

データ出所：法務省「新司法試験法科大学院別人数調」。

な差（対修了者数比，対入学者数比のいずれにおいてもおよそ 30%）がある。第 2 は，既修，未修の両コースともに合格率が年々低下している。これは前年度の不合格者が滞留することによるものであろう。第 3 は，平成 18・19 年度のデータから考えると，長期的に収斂する合格者数/入学者数の比率は，既修コースではおよそ 50%，未修コースでは 20%弱であろうと推計される。そして両者の平均値は 30%弱であろうと推計される。

未修者コースの 2/3 は法学部出身者である（表 3 注参照）ことから考えると，法学の基礎が全くない異分野（例えば工学士，理学士など）からの進学はほとんど無謀に近いとさえ感じられる。司法改革審議会意見書の「法学部以外の学部出身者や社会人などを一定割合以上入学させる」という理想は画餅に帰したことをうかがわせる数値である<sup>8)</sup>。

## 2 各法科大学院の合格率と合格者数

各法科大学院にとって，その合格率と合格者数は重要な指標である。これらは大学院受験者の人気を保つ上で重要である。

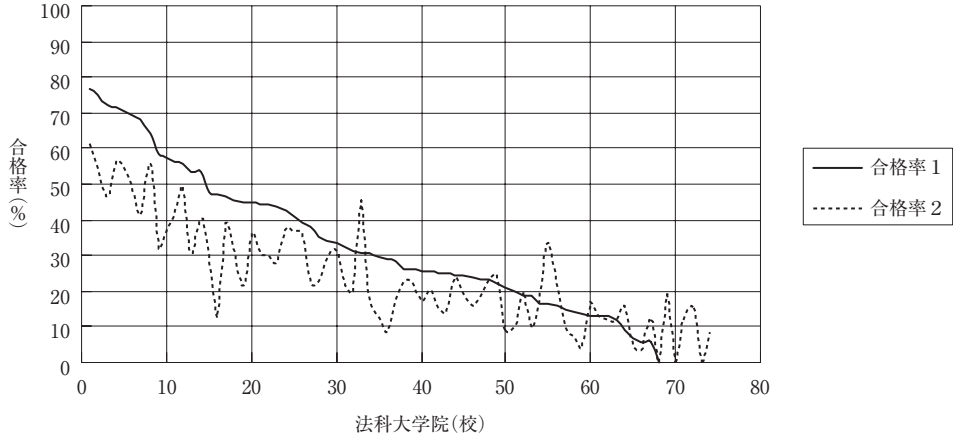
図 1 は合格率の高い順に並べて，各大学院の合格率を見たものである。2 種類の合格率指標が示されているが，合格率 1（2006 年の修了者で，07，08 の両年で合格した者の割合）で合格率が 60%を超えるものは 8 校あり，一方 40 校は 30%以下の水準である。また，合格率 2（2008 年の受験者数に対する合格率）で 50%を超えているのは 5 校のみである。

図 2 は，合格率 1 の合格者数を規模別に並べて，累積%を見たものである。これによれば上位 10 校で全体の 55%を，そして上位の 20 校で 75%を合格させている。言い換えれば，上位 10 校規模のものが 20 校あれば全体を賄えるという計算になる<sup>9)</sup>。

## V 選抜の時期をいつにするべきか—— 労働経済学の視点から

法曹たらんと志望する人は多く，その競争率は高い。それでは大勢の志望者の中から適正な人数に，どの時点で絞り込むのが最善であろうか。この問題はいわゆる「入口論と出口論」の議論であ

図1 法科大学院ごとの合格率

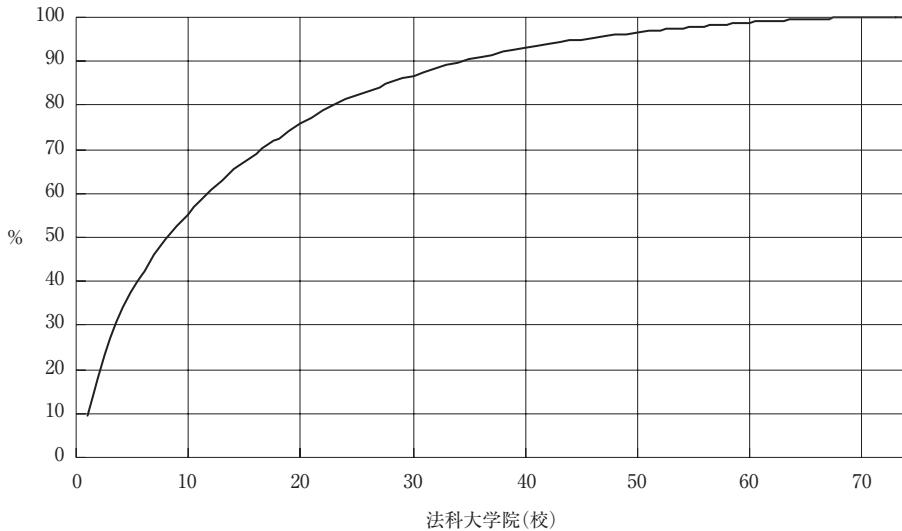


注：「合格率1」は、2006年の修了者で2007、08年に司法試験に合格した者の比率。

「合格率2」は、2008年の受験者数と合格者数の比率。

データ出所：データはそれぞれ、『週刊ダイヤモンド』2009年8月29日号（p.55）、『日経キャリア』（法科大学院徹底ガイド2009年6月19日号）。

図2 合格者数の累積比率



り、司法制度改革審議会でも大いに議論された。労働経済学の視点からは、その時期は可能な限り若い時点で行うべきである。しかるに、新制度は旧制度に比べて2~3年選抜の時期が遅くなっている。

いま以下のような二つの選抜方法があるとし、それを比較してみる。一人前の法曹を養成するのに必要な期間は6年とし、また必要とする新規法曹の数は3000人/年であると仮定しよう。すると次の二つの養成・選抜方法のうちいずれが望ましいであろうか。

①18歳の優秀な人材を3000人/年選び、彼らに6年間の教育・訓練を施す。

②18歳の優秀な人材を6000人/年選び、彼らに6年間教育・訓練を施し、6年目（彼らが24歳の年）にその中から3000人を試験によって選び、残りの3000人は不合格にする。

①はいわゆる入口論（入口で絞る方法）であり、一方②は出口論（出口で絞る方法）である。上記2種類のうち、どちらがより望ましい選抜方法であろうか。もし法曹に必要な資質を18歳で見抜くことが可能であれば、明らかに①の方が優れている。



る。なぜなら②の方法は、3000人が無駄な教育投資を行い、そして彼らに24歳のとき、それまでの勉強が役に立たない進路（キャリア）を選ぶように要求するからである。これはマクロ的には誤った人的資源配分であり、個々の学生に対しては無益な教育投資（時間と金銭）を誘ったことになる。また②の方法は①の2倍の学生を訓練するから、マクロ的には2倍の教育費用がかかり、コスト的にも不効率である<sup>10)</sup>。

上記の観点から諸外国の制度を見てみよう。表5は各国の法曹養成における選抜時期と合格率を比較したものである。ほとんどの国は入口で絞る方法をとっているのに対して、わが国の新制度のみが出口で絞り込むようになってきている。例えばドイツの場合には、入口である大学卒業資格（これが第一次国家試験をかねている）の合格率は70～80%であり、出口になる第二次国家試験の合格率

は90%と高い。フランスの場合は、入り口であるCRFP入所試験は希望者を20～30%と厳しく絞り込み、出口のCAPA試験はほぼ100%の合格率である。英国におけるソリシターの場合は、大学の法学位が要件であるが、それを取得した者のうち70%がバリスターまたはソリシターの道に進む（日弁連1994, p. 21）。そして最後の資格取得段階での合格率は約70%である（同書p. 35）。すなわち、最初の大学入学試験がもっとも競争倍率が高く、最後の資格取得での合格率は70%と高い。次にオーストラリアの場合は、大学で法学士を得る途中で絞り込まれ（1年目で30%が退学すると言われる）るが、卒業すれば95%がソリシターになれる。米国はやや特殊であるが（新規法曹の供給はほぼ規制されていない）、やはりその出口（弁護士試験）は緩い。弁護士試験の合格率は70%前後であるが、各州が独自に試験を主催して

表5 新規法曹を選抜する時期と合格率(%)の国際比較

年齢	～21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳
日本（新司法試験）	大学	入学試験 法科大学院			司法試験 (30%) 司法修習 終了試験	弁護士開業	
日本（旧司法試験）	大学	司法試験(3%) 司法修習 終了試験(100%)		弁護士開業			
米国	大学	入学試験 ロースクール			弁護士試験 (約70%) 弁護士開業		
英国	大学（法学位, 3年）(70%)	ソリシター協会 法律学校	実務演習		資格取得 (70%)		
ドイツ	大学卒業資格 = 第一次国家試験 (70～80%)			実務研修（2年）		第二次国家試験 (90%) 弁護士開業	
フランス	大学又は修士課程 CRFP入所試験 (20～30%)		CRFPでの修習（2年） CAPA試験 (100%)		研修弁護士（2年）を経て 弁護士開業		
韓国（新）	大学	入学試験 法学専門大学院（ロースクール）			新弁護士試験 (90%?) 弁護士開業		
オーストラリア	大学法学士（4～5年） （1年目で30%退学。卒業後は95%がソリシターになる）		実務研修（PLT, 2年）		弁護士開業 継続研修制度（CLE）など		

資料出所：以下の文献から作成した。(1)小野(2001), (2)司法制度改革審議会, 第14回配布資料(平成12年3月2日)。(3)日弁連(1994)。

おり、また年に2回ある。したがって弁護士資格をとるチャンスはほぼ100%に近いと言えるであろう。最後に、韓国はまさにこれからロースクールがスタートするが(2009年開校)、法学専門大学院の認可校数と入学定員数を厳しく絞り込んだ。即ち入口を厳しく、出口は緩くなっている。以上のように、多くの国では入口を厳しくして、出口を緩くしている。すなわち、日本の新制度だけが極めて特殊なものになっている<sup>11)</sup>。

各国の法曹養成が、このように入口で絞るようになってきている理由は何であろうか。第1は、学生たちに自主的な研究と努力を行うモチベーションを与えることである。わが国の新制度のように出口で絞るのでは、大学院の勉強は司法試験を目指したものになる。したがって、独創的な仕事を生み出すような素地は生じず、ステレオタイプな法曹ばかりが生まれる危険性がある。第2は、優秀な人材が他の分野に逃げることを防ぐためである。出口で絞る制度では、学生にとって法曹を選んだ場合のリスクが高まる。したがって優秀な学生の一部はリスクを嫌い、医学部とか理・工学部の方を目指すようになる。第3は、入口で絞るときの方が、家計の貧しい青年にもより公平に法曹への道が開かれることである。逆に、出口で絞る制度では経済的余裕がないと法曹へチャレンジできなくなり、ひいては、法曹のイデオロギーが偏る恐れもでてくる。法曹たちのイデオロギーは広く分散することが望ましい。

## VI 法務省の司法試験行政をめぐる問題

### 1 弁護士サービスの特質からくる問題

弁護士や医者などプロフェッションのサービスには共通点がある。第1は、一般の消費者がサービスの質を見抜けない(情報の非対称性)ために、その質を認定する国家資格制度が必要になることである。第2は、それが公共財的な性格をもっていることである。すなわち、法律サービスや医療サービスは、それを必要とするすべての国民に広く供給されることが望ましい。第1については、新規法曹の合格水準を誰が決めるかという

問題が起きる。そして、これは技術的問題から専門家に委ねざるを得ない。とすれば、専門家が新規法曹供給量の決定権を独占するという問題が起きる。

第2(公共財的性格)については、その総供給量をどのような水準にすべきか、という問題がおきる。例えば「意見書」のように、フランスなみを目標にするとすれば、そこから新規法曹が3000人/年というような数値目標が導かれてくる。しかし、数値目標を目指す政策には新たな問題が発生する。一つは、3000人の新規法曹の質が(第1の)合格水準を満たしているか否かの判定についてである。ちなみに専門家の判断が、新規法曹の質がその水準を満たしていないという理由で、3000人/年を拒否することがありうる(これは現在わが国で起きていることでもある)。もう一つは、3000人の新規法曹を作り出していったとき、弁護士たちの適正な所得水準が保障されるかという問題である。この点は医師を増加する場合と決定的に異なっている。なぜなら、医療の場合には保険制度が整っているから、医療サービスへの需要がある程度保障されている。ところが、法律サービスにおいては保険制度や法律扶助制度が未発達であり、法曹の供給量が急速に増えたときに、そのサービス価格が低下して弁護士所得が低落する危険性がなしとはしない。かくして新規法曹の増員にたいしては、弁護士会から間断ない反対が噴出してくる<sup>12)</sup>。

### 2 司法試験の合格基準とその判定は公明でなければならぬ

法律サービスが公共財であるとするれば、司法試験合格者数(ひいては法曹の総供給)の決定は公明正大に行われなければならない。そして、合格者数と合格基準に関する情報が開示されることは、法曹養成制度にとって重要である。というのも、司法試験合格者数と法曹養成制度とは密接な関わりをもっており、法科大学院を目指す学生にとっても、また法科大学院にとっても、司法試験合格者数(そして、これから導かれてくる合格率)は明確でなければ困るからである。ところが、現行制度では過渡期とはいえ、合格者数が2000人

になるのか、あるいは2500人になるのかが不明確で、しかもその決定はブラックボックス（司法試験委員会と法務省の裁量に任されている）の中で行われているのである。

新司法試験の受験者数は、平成19年から増加し続けているが、合格者数はそれに比例して増加してはいない。しかも合格者数は平成20、21両年とも2000人程度に抑制されている。これから推測すると、司法試験委員会は合格基準を引き上げつつ、合格者数を2000人規模に抑制しようとしているかに見える。しかし、もしこの推測が正しいとすれば、法務省（司法試験委員会）の政策は、改革審意見書の指針に背くものになる。

### 3 合格基準は年々引き上げられている？

表6に示されているように、合格率は年々低下してきている。これは、受験者総数が増加してきたことと同時に、司法試験委員会が合格基準を引き上げていることも一因ではないかと推測される。この3年間に、ずっと2000人程度の合格者しか出していないことに対して、林真琴人事課長（法務省）は「あくまで合格成績に達した人数で抑制ではない。三千人目標は法科大学院の充実した教育が前提だ（東京新聞2009年9月1日）」と述べて、もっぱら法科大学院が十分な質の学生を生み出していないことを理由に挙げている。

さて図3は、平成19、20、21年の総合試験成績分布図である<sup>13)</sup>。横軸に総合点数、縦軸に人数比（%）をとっているが、同図は標準正規分布に変換しているので平均点は0、標準偏差は1になっている。三年度とも正規分布に近い形をしており、しかもほぼ同じ分布形をしている。しかるに、表6に示してあるように、合格ラインの点数はそれぞれ-0.1128（平成19年）、0.0940（平成20年）、

0.1809（平成21年）と年々高くなっている。平成19年の合格ラインは、平均点より-0.1128点（標準偏差を1として）だけ低いところにあった。そして翌20年の合格ラインは0.0940点であるから、0.2点ほど高くなった。そして21年には0.1809点とさらに0.1点ほど高くなっている。もし受験生全体の平均的能力がこの3年間同程度であったとすれば（おそらくこの仮定は正しいであろう。なぜなら、母集団は数千人規模であり、大数の法則が働くからである。）合格基準は毎年引き上げられてきたことになるであろう。

平成21年度において、もし合格基準が-0.0849点まで下げられたならば、合格者数は2561人になり、さらに-0.1292点まで下げられていたならば、合格者数は2648人であった。すなわち平成19年に近い合格基準であれば、2600人程度の合格者が出ていたことになる。以上から判断すれば、合格者数を抑制しようとする判断が、司法試験委員会内で高まったこと、そして法務大臣もこれに暗黙の了解を与えていたことが推測されるのである。

### 4 法務省と司法試験委員会のスタンス

新制度における司法試験合格者数の決定方式が、旧制度のそれと大差ないことは前述した。問題の作成や採点は、司法試験考査委員会によって行われ、合格者の決定は、司法試験考査委員会の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定する（司法試験法8条）。そして、司法試験委員会の委員を選ぶのは法務大臣であるから、司法試験合格者数の決定にもっとも影響力を持つのは法務大臣と政府与党であると考えられる。

意見書の3000人/年という数値が生まれたのは、規制緩和の流れが頂点に達した小泉内閣の時代で

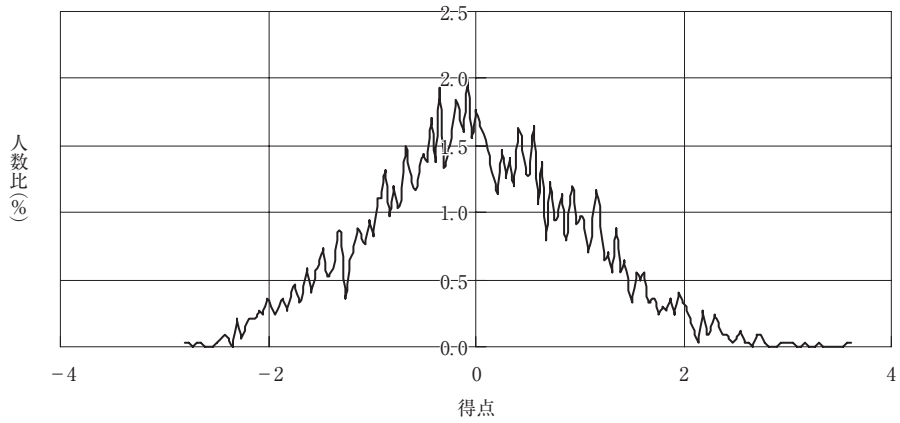
表6 司法試験の受験者数と合格ライン

	受験者総数	論文試験該当者	最終合格者	合格率	合格ライン点 (標準正規分布)
平成18年	2,091人		1,009人	48.3%	
平成19年	4,607人	3,408人	1,851人	40.2%	-0.1128
平成20年	6,261人	4,416人	2,065人	33.0%	0.0940
平成21年	7,392人	4,817人	2,043人	27.6%	0.1809

注：平成18年には未修コース修了者はいない。

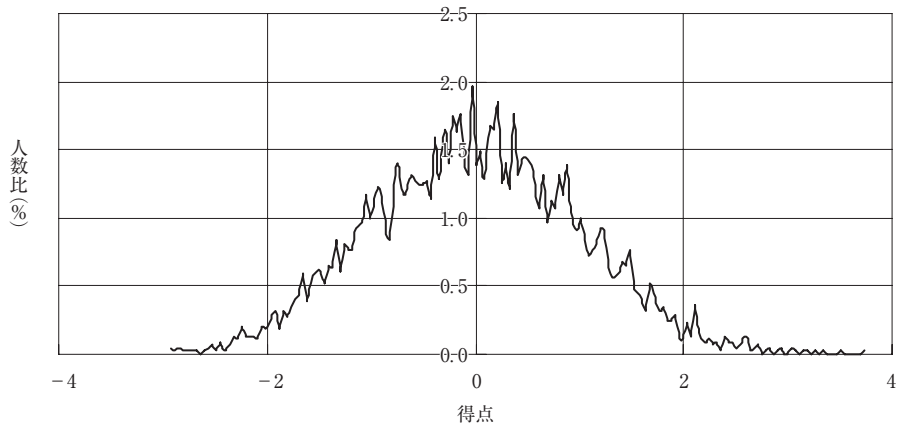
図3 得点別の合格者分布

平成19年



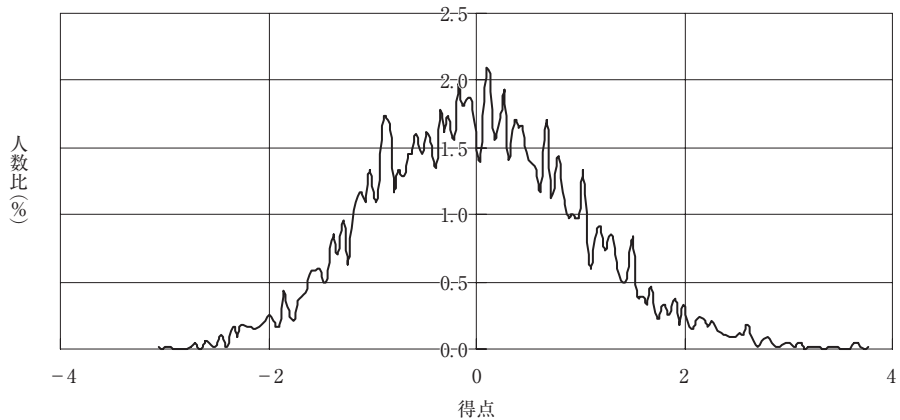
注：合格ラインは-0.1128  
サンプル数は4,607人

平成20年



注：合格ラインは0.0940  
サンプル数は6,261人

平成21年



注：合格ラインは0.1809  
サンプル数は7,392人

あった。その後の自民党内閣は、規制緩和路線をやや修正してきているが、それと同調するかのようには鳩山法相は、3000人/年は多すぎるという談話を何回か発している。ここ両三年に合格者数が2000人規模に抑制されているのは、政府与党が抑制的なスタンスに変わったことの反映とも考えられよう<sup>14)</sup>。

同時に、司法試験考査委員会と司法試験委員会には3000人/年に対して消極的なメンバーも少なくないと考えられる。弁護士会が急速な弁護士人口の増加に消極的なのはいうまでもない。そして裁判官と検察官も消極的であることが推測できる。なぜなら、もし弁護士人口が急増すると、それは民事・刑事の両面において訴訟数を増加させる。そして、それは裁判官と検察官の速やかな増員を必然にする。すると裁判所組織と検察庁組織の規模を拡大しなければならない。これは両者にとって色々な面倒事を引き起こすであろう。したがって、政権与党が法曹増員に消極的になるとき、司法試験委員会もこれに同調することに吝かではないはずである<sup>15)</sup>。

## Ⅶ 文科科学省の法科大学院行政をめぐる問題

司法試験の合格率が低い水準で推移している一つの要因は、総入学定員数が6000人と大きくなったからである。この数値が、意見書のガイドラインである「修了者数の7～8割の合格、合格者数3000人/年」と齟齬をきたすのは明らかであった。文科省と法科大学院の設計チームは一体どのように考えていたのであろうか。これについて検証してみる。

### 1 制度設計の担い手

基本構想の議論と制度設計が行われたのは司法制度改革審議会など三つの会議を通じてであったが、これらの議事録をみると文科省、大学、それに弁護士会の三者が積極的に発言したことがうかがえる。もちろん、中心的であったのは前二者である<sup>16)</sup>。

これらの会議における大学教授委員は、公的な

立場と同時に個別大学の利害調整を行う役割を持っていた。とくに法学部を抱える大学は、そのステイタスを維持するうえで法科大学院を持つことが必要と考えたから、設置基準の策定と認可校数は重要な問題であった。一方、文部省は全般的な大学・大学院行政のなかに法科大学院をどのように扱うかが重要であったが、専門職大学院制度を成功させる有力な手段として法科大学院を利用しようとした。また、弁護士会は、法曹養成に対して一定の発言権を維持することが必要であった。とくに、旧制度の司法修習制度は法曹一元制の理念を取り入れたものであったので、これを維持、発展させることを企図した。そして、法科大学院制度が法曹増員の圧力になることを阻止するためにも、一定の発言権を保持しておくことは重要であった。こうして法科大学院制度設立にはこれら三者の理念と利害が交錯したといえる。

そもそも、改革審から始まる法科大学院の構想段階では二つの意見が対立していた。一つは出口論とも呼ばれるものであるが、それは設置基準を緩くして認可を広く認め、総入学者数が過大になったときには法科大学院修了後の司法試験（すなわち出口）で絞り込めばよいという考えであった。もう一つは入口論とも呼ばれるもので、法科大学院の入口で総定員数を絞り、それを4000人以下にすべきであるという意見であった。前者の考えは、規制緩和の時流に沿うものとも考えられたが、また各大学の思惑とも合致していた。すなわち法学部を持つ大学は、法科大学院を持つことがそのステイタスを維持する上で必須と考えたのである。一方、文科省は専門職大学院構想の中核として法科大学院を利用することを企てたと思われるが、そのためには法科大学院が叢生することは歓迎すべきことであった。要するに、緩やかな設置基準と70校に及ぶ認可校数は、文科省と各大学の思惑と合致していたのである<sup>17)</sup>。

### 2 出口論への収斂

司法制度改革審議会を主導した大学側の委員は、佐藤委員長、竹下、井上の各委員であるが、彼等の考えは出口論であり、結局その線に沿う制度設計が行われた。

司法制度改革審の第14回（平成12年3月2日）審議会で井上委員は基本方針を次のように説明している、即ち、「合格数から逆算して法科大学院の数を20～30という風に限定して、それをどのように選ぶかは極めて困難な問題だと思われる。最低水準を満たしている限り設置を認めるべきである」また「やる気があって、それだけの力を持っているところは自由に参加していい、そうでないとやはり制度としてはうまくいかない」そして、これを受けて竹下委員は「それだけの費用と時間をかけられるような社会層からしか人材がでてこなくなるという問題は考えておかなければならない。……それゆえに大検のようなロースクールを出なくても何か一定の試験を受ければ、司法試験の受験資格を認めるようなことも必要と考えている」と述べて、「予備試験」についての構想がすでにあったことをうかがわせている<sup>18)</sup>。

一方、水原委員は以下のような入口論的主張を行っている：「今の医学部は最初から6年間で半人前のお医者さんになる資格を与えられるわけです。……一人前になっていくのはどの社会においても、一定の資格をもって、それからが出発点という考え方を持たないと、余りにも教育の時点において、本当に完成した人間を作らなければいけないという考えには疑問は強く持ちます」。しかしこの意見は大勢とはならなかった。

具体的な制度設計は、文部科学省・法科大学院構想に関する検討会議（小島武司座長）によって行われ、改革審の集中審議日の初日（平成12年8月7日）に提出された。その内容は以下のようなものであった。

- ①法科大学院の設置に必要な一定の客観的基準を満たしたものは、設置認可するとともに、広く参入を認める仕組みとする。
- ②法科大学院の設置を表明している相当数の大学が存在する以上、基本的には、どの法科大学院にどの程度の数の入学定員を配分するかを規制・調整することなく、一定の設置基準を満たした法科大学院の自由競争に委ねるとの方向を機軸とすることが適切である。
- ③法科大学院制度および新司法試験の主旨を考えると、3回程度の受験制限を設けることが

合理的と考える。受験回数の制限を設けないことは、受験生の滞留を招き新たな受験競争が始まる原因となりうる。

検討会議の提言は、概ね第14回改革審で井上委員が行った提案に沿うものであるが、これは学生たちの立場を慮ったものではなく、各大学の経営戦略を優先させたものというべきであろう。各大学にとって、法科大学院経営は赤字でも、法学部との連結決算で帳尻が合えば良いからである。また、3回の受験制限という学生に過酷な提案が、いわば大学側から提案されたことも理解に苦しむことであった。

改革審の第33～37回では、検討会議の提言をもとに議論が行われた。とくに第34回では、司法試験が資格試験か競争試験かという議論がされている。「もし、3000人/年という数を司法試験でしぼるようになるのなら、それは資格試験ではなくなりますがね」（山本委員）。これに対して佐藤委員長は「失われるわけではないです」と答えたが、高木委員は「蛇口でしぼるなら基本的には山本さんのいうように資格試験でなくなってしまう」との応酬があった。また第35回では、吉岡委員は「数を決めてそれに合わせて合格させてゆくということですが、今とは違うかもしれないけれど、現状に近い決め方にならないかと思う」とのべ、進められている設計案では競争試験になると主張している。一方、中坊委員は「資格を満たす水準か否かの判断は専門家の考査委員が行うから、今年はこのレベルを満たしているものは2500人しかいないので、3000人は合格させないということもありえる」と述べている。これは今日の状態を予感させる発言であるが、考査委員という少数の専門家によって、司法試験合格者数がコントロールされかねないという危険性が、資格試験の場合にもありえることを暗示していた。

## VIII 要 約

法曹養成制度と法科大学院制度は、何よりも法曹（司法試験合格）を目指す学生たちが教育投資（human capital investment）を行う場として捉えるべきである。とすれば望ましい法曹養成制度と

は、彼らの為に教育投資の環境を整えた制度ということになる。それには以下の3点が重要であると考えられる：(a)投資の不確実性を出来る限り小さくする(b)投資費用が出来る限り小さくして済むようにする(c)投資主体である学生の自由な投資(勉学)パターンを認める。

新司法試験制度の問題点は旧制度と比較すると、学生たちにとってコストとリスクがともに大きくなってしまったことである。(a)に関しては、司法試験合格年齢が旧制度より2~3年遅くなるから、これは民間企業や公務員への就職機会を失うリスクを高めた。(b)に関しては、法科大学院修了が受験資格であるから、そのために1000万円程度の先行投資が必要になった。これは平均的な家庭にとっては少なからぬ金額である。また(c)は、勉学には様々なパターンがあり、何歳になろうともある目標に到達しようと勉学する努力こそもっとも尊重されるべきであるという考えである。これに基づけば、大学院修了後5年以内に3回までの受験という制限は、教育と資格試験の理念から外れている。そしてこの制限は、法曹を目指す者に対して、職業選択の自由を不当に制限するものであるとさえいえるから、この制限は廃止すべきではないだろう。

このように考えると、むしろ旧司法試験制度の方が新制度よりも優れているといえる。すなわち、個々の学生にとっては旧制度の方が、より若い年齢で資格が確定し、法科大学院の費用は不要で、しかも勉学のパターンはより自由であった。言いかえれば、新しい法科大学院制度よりも、旧制度のもとで司法研修所の規模を拡大した方が、学生たちには望ましかったのではないと言える。

さて、現行制度の改善には今後どのような方向が考えられるであろうか。第1は、法務省は司法試験合格者数/年を2500人とか3000人というように明示し、それを中長期的(少なくとも5年以上)に固定すべきであり、法務省行政の裁量によって変動させるべきではない。なお受験生の質に関しては、その数は毎年数千名であるから、(大数の法則により)その質が年々大きな変動をすることはなく、合格者数を固定することが質の低下を招くことはない。第2は、困難な問題であるとし

ても、法科大学院の総定員数を早急に4000人以下に絞り込み、修了者の8割以上が合格できるようにすべきである。そして各大学は、法学部と法科大学院を一体化して経営するという戦略を放棄して、この調整を行うべきである。

最後に、予備試験(平成23年から実施予定)の問題が残っている。予備試験は経済的に恵まれない者の為に設けられる制度であるとも言われているが、その理念は必ずしも明確ではない。そして、所得制限があるのか、年齢制限があるのか、あるいは定員数がどのようになるのかも明らかでない。しかるに、これは法科大学院を経ないで司法試験の受験資格を与えるものであるから、極めて大きな需要が予想される。予備試験が新制度の問題点を解消するようなものになることを切に願いたい。

- 1) 浦川(2009)はこの点について次のように述べている。「法科大学院制度については、設計上の欠陥があったことは確かである。法科大学院開設に関係した私は、当初の目論見とは反対に7割近くがいかように努力しても不合格になる司法試験に向かって昼夜を分かたぬ不断の勉学を続けている法科大学院生の姿をみると、このような制度の中に彼らを置いていることに、お詫びをしたい気持ちになる。」
- 2) 文部科学省(中教審、法科大学院特別委員会)は「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(中間まとめ)」(平成20年9月30日)において今後の方策を提案している。これによれば、「①司法試験合格率低い ②入学者が減少し、入学競争率の低い大学院は入学定員を減らすべきである」ことを勧め、「これらの取り組みによって法科大学院全体の入学定員が縮小され、法科大学院修了者が相当の割合で法曹資格を取得できるようになれば、優秀な法曹志望者の法科大学院への入学を促進することにつながる事が期待される」と極めて楽観的な見通しを述べている。文科省の予想は、自然淘汰(市場原理)によって理想的な均衡状態に達するというものであろうが、この考えは大いに疑問である。もう一つの問題点は、「中間まとめ」が司法試験合格者数には何ら言及していないことである。そもそも法科大学院制度は合格者数3000人/年を目安に作られたわけであるから、文科省は合格者数を出来るだけ3000人に近づけることを法務省に要請すべきであろう。
- 3) 米国のロースクールと弁護士試験との関係は福田(2007)によれば、「ロースクールの学習内容と司法試験で試される知識・能力にはほとんど関係がない。多くの学生はロースクール修了後に2カ月間予備校に通い、予備校の問題集を勉強する。したがって、1年間しか在学しない外国人でも合格できるような仕組みになっている」という。日本のロースクールは米国のそれを真似たというが、その中身はまったく異なるものになったといえる。なお、米国のロースクールについては村上(2003)、中綱(2007)をも参照されたい。
- 4) 厳密に言えば合格確率だけではなく、学生個人の資金的状況も重要になる。すなわち、大学4年次に1000万円程度の余裕資金がないと大学院進学は困難になろう。文科省は奨学

金制度を整えている（原資/年は130億円程度）し、また民間の銀行ローン利用も可能ではあるものの、多くは有利子である。したがって自己資金に余裕のある学生ほど有利であることは否めない。

- 5) 韓国の旧司法試験制度は日本の旧制度と酷似していたが、2009年にスタートした新制度は日本の新制度とは大きく異なったものになっている。それは法科大学院の入り口で（司法試験合格者の定員に合わせて）絞るようになっていく（法科大学院の総定員数は2000人、認可は25校）。そして一校あたりの入学定員も制限された。また、大学院の開校を認められた大学は法学部を閉じることが条件であった。一方、認可を認められなかった大学の不満は大きく、訴訟に発展したりした。また大統領との軋轢から教育部長官が辞任する騒ぎもあった。産みの苦しみが韓国の方が大きかったといえる。なお、司法試験の合格定員は流動的であるものの、合格率を80%程度に高めるものになるといわれている。
- 6) リスク回避度とは、不確実な現象を嫌う度合いの尺度である。例えばある株式投資は、4億円の利益と2億円の損失がそれぞれ確率0.5で予想されるとしよう。このとき期待利益額は+1億円(=4×0.5+ -2×0.5)であるから、危険中立的（リスク回避度が0）な人はこれに投資する。しかし、2億円の損失が起きる場合を嫌がる度合いの大きい（リスク回避度の高い）人は投資を行わないかもしれない。リスク回避度については、例えば武隈（1989）を参照。
- 7) 相対的危険回避度一定の効用関数は  $U(A+\text{所得}) = \{1/(1-k)\} (A+\text{所得})^{1-k}$  で与えられる。
- 8) 早稲田大学法科大学院はこれまで「内部振り分け」という方式を採用していた。この方式は、入学時には全員を未修者コースとしてとり、その中から1割程度を内部試験により既修者コースに認定するというものであった。これは「幅広い人材を法曹へ」という意見書の理念にそうものであったが、この方法は多くの既修コース志望者から敬遠され、結果的に早稲田大学法科大学院の司法試験合格率を低迷させる結果になった。このために同大学院は、2011年度の入学者から入学試験時に既修コースと未修コースを分ける方式に変更した（なお、法科大学院入学者の出身大学は分散しており、他大学の出身者が過半を占めている大学院も少なくない）。
- 9) 多数の小規模校の設置を認めたのは、政府の規制緩和政策と文部科学省の専門職大学院行政とを反映したものではないかと言われている。しかし、単純な規制緩和政策の適用には問題が多い。より具体的に言えば、新規法曹需要（司法試験合格者数3000人）に対して、その2~3倍もの総供給力（入学定員数）を認可するというのは、あまり例をみない産業政策ではないだろうか。
- 10) もし18歳で資質を見抜くことが不可能であるとしても、それは可能な限り早見方が望ましい。これに関して田中（1999, p. 66）は「大人の学問と言われる法学を学ぶにあたって、高校までの教養では不十分であることは明白であり、とくに（大学の）一・二次は幅広く深い教養を身につける時期である」と述べている。とすれば医学部のように18歳時点で絞り込むことは適切ではないかもしれない。しかし旧制度のように大学4年次（21~22歳）で絞り込むことが可能であれば、それは新制度よりはるかに勝るであろう。また新司法試験において、既修コース者の合格率が未修コース者のそれより30%も高いということは、大学4年次での絞り込みが可能であることを示唆するものであろう。
- 11) 米国の法科大学院について村上（2003）が詳細である。また韓国のロースクールについては、韓・大久保（2008）、金

（2007）を参照されたい。

- 12) 弁護士サービスを公共財と考えるなら、法律扶助制度や保険制度をより拡大して行くことが必要であろう。弁護士数の増員と法律扶助制度の拡充はいわば車の両輪である。
- 13) 原資料は、法務省大臣官房人事課「新司法試験の結果」による。同発表によれば合格判定は「論文試験の各科目において、素点の25%以上の成績を得た者のうち、短答式試験の得点と論文式試験の得点による総合評価の総合得点」がある点数より上位にあるものが合格、となっている。なお平成19年度の試験結果（素点）では、最高点1398.83点、最低点586.32点、平均点941.69点である。
- 14) 鳩山法務大臣（2007年8月~2008年8月）は就任中、折りにふれ、司法試験合格者数3000人は多すぎると記者会見などで述べている。
- 15) 司法試験考査委員会は、大学教授、裁判官、検察官、法務省担当官、弁護士など150名前後から構成される。また、司法試験委員会は、裁判官、検察官、弁護士、学識経験者など7名から構成される。
- 16) 三つの会議とは①司法制度改革審議会（佐藤幸治会長、平成11年7月~13年6月）②同審議会・法曹養成検討会（田中成明座長、平成14年1月~16年9月）③中教審大学分科会法科大学院部会（佐藤幸治部会長、平成13年8月~14年8月）である。
- 17) 専門職大学院設置基準（平成15年3月31日）には、教職大学院（第7章）とならんで法科大学院（第6章）が中核的位置を占めている。しかし、両大学院の共通した問題点は、大学院修了後の進路が明確ではないことである。すなわち、専門職大学院で勉強しても、それに見合った確かな報酬（教員としての採用あるいは昇格、弁護士資格の取得など）が約束されるものにはなっていないことである。これでは、大学院へ進学しようとするインセンティブは弱まるのである。戦前の師範学校制度や養成工制度が成功して優秀な若者を集めたのは、教育投資に対する確かな報酬が与えられたからである。なお、教職大学院と法科大学院の問題点については、それぞれ Kei-Net Guideline（2008）、望月（2008）をも参照されたい。
- 18) 佐藤・竹下・井上（2002, p. 223）においても「設置基準を満たせば自由に参入していただけるシステムを考えています。法科大学院の数を幾つにすべきか、といったことは決して考えていない」と述べている。すなわち、自由に設立を認めて、合格率が一時的に低くなっても、中・長期的には法科大学院同士の競争と淘汰により、大学院と入学者の数が減ればよいというのが長期的シナリオであった。

#### 参考文献

- 浦川道太郎（2009）「法科大学院の入学定員のあり方」ロースクール研究13, 民事法研究会。
- 小野秀誠（2001）『大学と法曹養成制度』信山社。
- 河井克行（2008）『司法の崩壊』PHP研究所。
- 金昌祿（2007）「韓国における‘ロースクール’論議」棚瀬孝雄編著『市民社会と法』ミネルヴァ書房, 第12章。
- Kei-Net Guideline（2008）「教職大学院の現状と課題」www.keinet.ne.jp/doc, 9月号。
- 佐藤幸治・竹下守夫・井上正仁（2002）『司法制度改革』有斐閣。
- 武隈慎一（1989）『ミクロ経済学』新世社。
- 田中成明（1999）「法曹養成制度改革と大学の法学教育」『京都大学法学部創立百周年記念論文集』第一巻 pp. 53-89, 有斐



関。

- 中網栄美子 (2007) 「米国ロースクールの就職事情について」  
日弁連, 法曹養成対策室報, No. 2.
- 日本弁護士連合会 (1994) 『イギリス・フランス・ドイツの法  
曹養成制度』日弁連欧州法曹養成制度調査団報告書.
- 韓勝憲・大久保史郎 (2008) 「韓国の司法制度改革と法学専門  
大学院」法律時報 994 号.
- 福田健治 (2007) 「日本の法科大学院生がみた海外ロースク  
ール——アメリカ」『ロースクール研究 No. 5』民事法研究会.
- 村上政博 (2003) 『法科大学院』中公新書.

望月亮佑 (2008) 『ロースクールへ行く前に』英治出版.

きのした・とみお 武蔵大学経済学部教授。主な著書と論  
文に『賃金と労働時間の経済学』（中央経済社，1990年），  
“Working Hours and Hedonic Wages in the Market  
Equilibrium,” *Journal of Political Economy*, vol. 95, issue  
6, 1987。労働経済学，法と経済学専攻。